

平成25年度 商標

■問題文

【問題Ⅰ】

商標法第1条の趣旨を簡潔に述べた上で、同条から導き出される商標権者の義務について説明し、それらの義務が果たされていない場合の商標権者が受ける可能性のある不利益について述べよ。

解答に関して、マドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

(50点)

【問題Ⅱ】

日本国内の地域ABC（注：ABCは地域の名称である）の多くの飲食店では、地元特産の牛肉を使った牛丼を「ABC牛丼」の名称で提供しており、また、「ABC牛丼」をパック入りにしてインターネットで販売したところ、好調な売れ行きである。地域ABCにおいて、「ABC牛丼」の提供及び販売促進のための団体甲が結成された。そこで、甲は、「ABC牛丼」の名称について、団体商標又は地域団体商標の商標登録を行いたいと考え、弁理士乙に商標登録出願の代理を依頼した。

この場合において、以下の各設問について答えよ。

解答に関して、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しなくてよい。

1. 団体商標及び地域団体商標のそれぞれの制度趣旨について説明せよ。
2. 「ABC牛丼」の名称について。地域団体商標の商標登録出願を行うことにした場合、出願手続前に、乙が確認すべき事項について説明せよ。
3. 地域団体商標の商標登録出願をするにあたり、乙が「ABC牛丼」に関し事前に調査したところ、飲食店主の丙が所有する「牛丼の提供」を指定役務とするゴシック体の「ABC牛丼」の文字と図形からなる登録商標イがあることがわかった。役務「牛丼の提供」及び商品「牛丼」を指定役務・指定商品とする甲の地域団体商標「ABC牛丼」は、商標登録を受けることができるか否かについて理由を付して述べよ。

なお、丙の登録商標イには、無効の理由は存在しないものとする。また、役務「牛丼の提供」及び商品「牛丼」は類似しないものとする。

(50点)

■商標法について

【問題Ⅰ】について

本問で問われている事項は3つです。具体的には、商標法1条の趣旨、商標権者の義務、商標権者が受ける不利益の3つです。商標法1条の趣旨については、青本の記載を参考に他の設問とのバランスを考慮して簡潔にまとめる必要があります。

【問題Ⅱ】について

(1) 設問(1)について

団体商標及び地域団体商標の制度趣旨をそれぞれ述べる必要があります。後半の設問を考慮すると、記載量が増えすぎないように注意する必要があります。

(2) 設問(2)について

地域団体商標登録出願に際し、事前に確認しておくべき事項をまとめる必要があります。具体的には、甲が地域団体商標の主体的要件を充足するか否か、甲の商標に周知性があるか否か等、地域団体商標の要件を中心に言及する必要があります。

(3) 設問(3)について

先願先登録商標である丙の出願を引例として、甲の出願が商標登録を受けることができるか否かについて述べる必要があります。指定役務「牛丼の提供」及び指定商品「牛丼」についてそれぞれ分けて検討するとよいでしょう。

■模範答案

1. 問題 I について
(1) 法 1 条の趣旨
商標の継続的な使用によって獲得される業務上の信用は経済的価値を有する。したがって、商品の製造業者等は絶えず自己の商品等に使用される商標に対し、不正な競業者が自己の商標と紛らわしい商標を使用して自己の商品等と混同を生ぜしめるような行為を排除しようとする。法は商標権を設定するという国家の行政処分を媒介として商標を使用する者の業務上の信用を維持するという目的を果たしている。
また、消費者等の側からみて、過去において一定の商標を付した商品の購入等を受けて満足した場合、当該商標を付した商品等が出所の異なったものであったというのではその利益を害することになる。したがって、一定の商標を使用した商品等は一定の出所から提供されるという取引秩序を維持することは、消費者等の利益を保護することになると同時に、商品等の取引秩序の維持を通じて産業の発達にも貢献することとなる。
(2) 法 1 条から導き出される商標権者の義務
法上の保護は、商標の使用によって蓄積された信用に対して与えられるのが本来的な姿であるから、一定期間登録商標の使用をしない場合には保護すべき信用はないと考え、他方、そのような不使用の登録商標に対して排他独占的な権利を与えておくのは国民一般の利益を不当に侵害し、かつ、その存在により権利者以外の商標使用希望者の商標の選択の余地を狭めることとなる。このような観点から商標権者には、登録商標を使用する義務があるというべきである。
また商品及び役務の取引秩序の維持という観点において、商標権者には、商品の品質

誤認又は商品の出所混同等を生じさせる行為を行ってはならないという義務があるとい
える。
(3) 商標権者が受ける可能性のある不利益
商標権者が登録商標を一定期間使用していない場合は、商標登録が取り消されること
がある（50条）。
また商標権者自身の使用により商品の品質の誤認等を生じさせることになった場合は、
商標登録が取り消されることがある（51条）。使用権者の使用により商品の品質の誤認
等を生じさせることになった場合も、商標登録が取り消されることがある（53条）。商
標権の移転の結果、商標権者自身の使用により商品の混同等を生じさせることになった
場合は、商標登録が取り消されることがある（52条の2）。
2. 問題Ⅱ設問1について
(1) 団体商標の趣旨
団体商標の保護についてはパリ条約7条の2において義務付けられているが、わが国
の従前の商標法では、使用許諾制度によって実質的な保護が可能であるとして、明文の
規定を設けていなかった。
しかし、団体商標を通常の商標と区別して登録している諸外国との国際的調和を図る
必要があった。また、団体商標は、そもそも通常の商標とは異なる性質を有するもので
ある。
そこで、団体商標を通常の商標と区別し、団体が直接登録することができ、構成員に
よる使用を団体自身による使用とする団体商標制度を導入した（7条）。

(2) 地域団体商標の趣旨
地域ブランド化の取組みにおいては、地域名と商品若しくは役務名とを組み合わせた商標が数多く用いられている。
しかし、このような商標は、識別力を認めることができないといった理由から法 3 条 1 項 3 号に該当するとして登録が認められず、登録を受けるためには法 3 条 2 項の要件を満たす必要があった。このため、法 3 条 2 項の適用が認められない場合は、他人の便乗使用を排除できないという問題があった。
また、地域名と商品若しくは役務名を含む商標であっても、特徴のある図形が付加された商標については、他の登録要件を満たす限り、商標登録を受けることができる。しかしながら、他人が文字部分は同一であっても図形部分が異なる商標を使用した場合には、文字部分の便乗使用を排除できないという問題があった。
そこで、法 3 条 2 項の識別力までも有しなくても、地域ブランドの商標として地域団体商標を認め、適切な保護を図ることとした（7 条の 2）。
2. 問題Ⅱ設問 2 について
乙は、出願手続前に、以下の事項を確認すべきである。
(1) 団体甲が事業協同組合等、法 7 条の 2 第 1 項の所定の組合に該当することを確認する（7 条の 2 第 1 項）。
(2) 出願する商標「ABC牛井」が団体甲の構成員に使用させる商標であり、好調な売れ行きの結果、一定の周知性を有するに至ったかを確認する（7 条の 2 第 1 項、3 項）。
(3) どのような商品、役務で出願するか確認する。題意より指定商品「牛井」、指定役務

「牛井の提供」で出願することを検討する（同）。
(4) また、地域の名称であるABCが出願に係る商品、役務と密接な関係性を有することを 確認する（7条の2第2項）。
(5) 出願する商標「ABC牛井」が普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標 であることを確認する（7条の2第1項1号）。
3. 問題Ⅱ設問3について
(1) 指定役務「牛井の提供について」
① 甲の出願する商標「ABC牛井」は、他人丙の先願先登録商標と指定役務が「牛井 の提供」で同一である。また、先願に係る丙の登録商標イの図形部分が原則として、 登録商標イの要部となる。
② このため、丙の登録商標イの図形部分と甲の商標とを対比して両商標が類似する 場合、法4条1項11号の拒絶理由が想定され、類似しない場合、法4条1項11号の 拒絶理由は想定されない（15条1号）。
(2) 指定商品「牛井」について
丙の先願先登録商標との関係では、拒絶理由は想定されない。
(3) 結論
指定役務「牛井の提供」について法4条1項11号の拒絶理由が想定される場合、甲の 地域団体商標は登録を受けることができない（15条1号）。
以上

